

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

桶川市は東京から40km圏にあり、市の中心部をJR高崎線と中山道、国道17号が南北を縦断し、県道川越栗橋線が東西を横断している。また、市の北部を首都圏中央連絡自動車道が横断し、2つのインターチェンジを有している。

桶川市の人口は近年、7万4千人台を推移しており、年齢三区分別に見ると、年少・生産年齢人口は減少している一方、老年人口は増加傾向となっている。

市内の事業所数や従業員数、製造品出荷額等は、近年横ばいとなっており、中小企業等は当市の経済活動の全般にわたって重要な役割を担っているだけでなく、雇用機会の確保や地域活力をもたらすものとなっている。

このようなことより、中小企業者等の生産性向上を促すことで、販路開拓や技術力の向上を支援し、体質強化と経営力の向上を図り、事業活動の維持・発展に必要な経営基盤の確保・確立を行うことが課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者等の生産性を向上させ、もって経営の安定・向上を図るとともに雇用の拡大を図り、活力ある桶川市の創造と経済の発展に寄与していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

桶川市の産業は卸売・小売業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備、その他再生可能エネルギー発電設備に関しては、中小

企業者の生産性の向上を図る観点、また景観・環境保全の観点から、自社の工場・事務所等建築物の屋上や自社の敷地内に設置するもので、全量売電を目的とせず、その発電電力を主として直接生産等に供するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

桶川市内事業者の産業活動は、市内の広範囲で行われている。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、桶川市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

桶川市の多様な業種・事業における生産性向上を支援するため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定、健全な地域経済の発展に配慮し、以下の取組及び事業者については認定の対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組
- ・ 公序良俗に反する取組
- ・ 反社会的勢力との関係が認められる取組及び事業者
- ・ 市税を滞納するなど法令に抵触し、認定が適当でないと認められる事

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。